



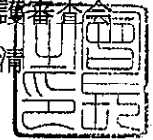
答 申 第 1 号

令和 4 年 3 月 1 6 日

田布施町長 東 浩二 様

田布施町情報公開・個人情報保護審査会

会長 中坪 清



答申書の送付について

令和3年12月28日付け田総発第316号にて諮問のあったことについて、別添のとおり回答します。

諮問庁：総務課

諮問日：令和3年12月28日

答申日：令和4年3月16日

答申書

第1 審査会の結論

「令和3年6月4日付で、実施要領（訓令第12号）5条3項2号により、公益通報外部窓口から田布施町に対し提出された報告文書」

「令和3年6月4日付で、実施要領（訓令第12号）5条3項2号により、公益通報外部窓口から田布施町に対し報告された通報について外部窓口が行った助言及び指導を記録した文書すべて（電公益通報外部窓口である中山修身法律事務所との業務委託契約書磁的記録含む）」

「令和3年6月4日付で、実施要領（訓令第12号）5条3項2号により、公益通報外部窓口から田布施町に対し報告された通報を受理しない旨決定した起案文書一式」

「公益通報外部窓口である中山修身法律事務所との業務委託契約書」の4件につき決定期間延長の決定をしたことはやむを得ない理由があるとはいいがたい。本件延長決定は妥当とは言えず、実施機関は速やかに開示不開示の決定をするべきであったと判断する。

第2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

延長決定を取消し、即時の公開の可否を求める。

2 審査請求の理由

(1)審査請求書

公益通報制度と情報公開制度との整合性の検討は制度構築期間に済ませておくべきことである。検討していなくても、請求書を受理してから15日以内に検討を済ませればよい。ため、田布施町情報公開条例（以下「条例」という。）第8条第2項の「やむを得ない理由」に該当しないと主張する。

(2)意見書

審査請求人は以下の事態が生じることが容易に予想できるため、処分庁の言い分を認めるべきではないと主張する。

①新しい制度が開始する前に情報公開制度との整合性を十分に図ることを怠りだ

す。

②審査請求を出された場合、いたずらに期間延長の処分を行い、期間を引き延ばす。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

令和3年8月5日	審査請求人より本件開示請求を受理
令和3年8月19日	審査請求人に対し、本件開示請求に対する決定期間延長の決定を通知
令和3年8月20日	審査請求人より、延長決定に対する不服の申立てを受理

2 諮問庁の主張

決定期間内で検討事項を検討しきれていない状態で開示処分等の決定を行うことが困難であったことは、条例第8条第2項に規定する「やむを得ない理由」に該当する。

3 諮問庁の考え方

審査請求の理由に「制度開始前に検討を済ませておくべき」と記載しているとおおり、公益通報制度開始前に検討事項の検討は済ませておくべきであった。しかし、請求日以降に公益通報に関する情報の秘密保持及び個人情報保護の徹底と、情報公開制度における開示義務等の整合性についての検討に時間を要し、決定期間内に決定ができない見込となったことは「やむを得ない理由」に該当すると考える。

4 結論

公益通報制度と情報公開制度の整合性をとるための決定期間延長の決定は「やむを得ない理由」に該当する。

第4 審議結果の経緯

令和3年12月28日	諮問庁より諮問書を受理
令和4年1月27日	審査

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、本件対象文書の開示請求を求めるものであり、実施機関は条例第8条第1項により、請求書を受理した日から起算して15日以内に、開示するかどうかの決定をしなければならない。実施機関は決定期間内に開示の決定を出すことが困難となったため、条例第8条第2項によりその延長を決定した。

これに対し審査請求人は、上記第2の2(1)のとおり、やむを得ない理由に該当しないと主張することから、以下本件延長決定の妥当性について「やむを得ない理由」

に該当するか検討する。

2 決定の妥当性について

(1)諮問庁は期間延長決定の妥当性について上記第3の3のとおり説明する。

(2)そこで検討すると、条例第8条第2項にいう「やむを得ない」理由とは、実施機関が誠実に努力しても所定の期間内に当該決定をすることができない具体的な事情が客観的に存在する場合をいうのであるが、実施機関の説明する内容から、そういった事情があったとは認められないため、「やむを得ない理由」には該当しないと判断する。

3 まとめ

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 委員

中坪 清、藪本 知二、田中 孝道、塩田 和子、山根 和美